24年度　整備主任者研修

法令研修

Ⅰ　整備事業関係

整備主任者の業務について

近畿運輸局

- ○　分解整備の出来栄え確認
- ○　分解整備の作業管理に係る業務
- ○　保安基準適合性の確認
- ○　分解整備記録簿の記載及び保存に係る業務

点検整備の知識だけでなく、道路運送車両法及び保安基準の知識が必要になります。

分解整備事業者の遵守事項(法第89条～91条の2)

○　見易い所に標識を掲示しなければならない
(法第89条)

○　分解整備に係る部分が保安基準に適合するようにしなければならない
(法第90条)

○　分解整備記録簿を備え、分解したときはその事項を記載し、記載の日から2年間保存しなければならない
(法第91条)

○　認証基準に適合するように設備を維持しなければならない
(法第91条の2)

※　その他自動車分解整備事業者は国土交通省令で定められた事項を遵守する必要があります。

分解整備事業者の遵守事項(法第89条～91条の2)

自動車分解整備事業者は道路運送車両法で定められた遵守事項以外に国土交通省令(道路運送車両法施行規則第62条の2の2)に定められた事項(8項目)を遵守する必要があります。

① 点検整備料金表の掲示

② 概算見積書の確実な交付

③ 不当な料金請求の禁止

分解整備事業者の遵守事項(法第89条～91条の2)

④　不正改造の禁止
⑤　整備主任者の選任
⑥　整備主任者研修の受講義務
⑦　環境保護
⑧　違反行為幇助の禁止

整備主任者に関する届出

近畿運輸局

○　整備主任者の選任
○　整備主任者の氏名変更
○　整備主任者の解任

(道路運送車両法施行規則第62条の2の2第2項)

15日以内

自動車分解整備事業変更に関する届出

近畿運輸局

- ○　事業者の住所
- ○　事業者の氏名・名称
- ○　事業場の所在地
- ○　事業場の名称（選任届記載事項）
- ○　法人役員の氏名
- ○　作業場の間口・奥行・面積

（道路運送車両法第81条）

30日以内

☆　違反合計点数

1点～5点　：　口頭注意
(事業場の設備及び従業員等に係る違反がない場合のみ)

6点～9点　：　文書警告
10点～　：　停止処分(10日以上)

○　過去1年以内に行政処分等があった事業場は合計点数を2倍にする

○　過去1年を超え2年以内に行政処分等があった事業場は合計点数を1.5倍とする

自動車分解整備事業の事業停止の日数

近畿運輸局

違反点数	停止日数
10~19	10
20~29	15
30~39	20
40~49	25
50~59	30
60~69	35
70~79	40
80~89	45
90~99	50

違反点数	停止日数
100~109	55
110~119	60
120~129	65
130~139	70
140~149	75
150~159	80
160~169	85
170~179	90
180~	認証取消

処分基準細部取扱より抜粋

認証監査について(法第100条第2項)

近畿運輸局

○　支局職員は法1条の目的達成のため特に必要があるときは事業場に立ち入り、帳簿書類等を検査し関係者に質問することができます。

監査対象の例

○　新規自動車分解整備事業場

認証取得後、1年以内を目処に基本監査を行います

○　苦情等があった事業場

改善事項及び重点事項を中心に特別監査を行います

処分基準及び細部取扱より抜粋

監査での指摘例について

近畿運輸局

１　業務範囲の限定違反

(対象とする自動車の種類以外の分解整備を行った)

→法第93条違反・・・違反点数　5点

2.　分解整備記録簿の交付義務違反

(分解整備記録簿の写しを使用者に交付していなかった)

→法第91条違反・・・違反点数　3点

3.　料金表の掲示違反

(料金表を見易いところに掲げていなかった)

→法第91条の3違反・・・違反点数　1点

処分基準及び細部取扱より抜粋

自動車整備士技能検定にかかる実務経験の証明

・ 実務経験に関する規定

・実務経験として認められる自動車等の整備作業（抜粋）

（１）事業場または業務

分解整備事業の認証を受けた者の事業場

優良自動車整備事業者の認定を受けた者の事業場

（２）分解、点検、調整等の整備作業

道路運送車両法施行規則第３条に規定する分解整備に係る整備作業

自動車整備士技能検定にかかる実務経験の証明

近畿運輸局

自動車整備士の受験資格の基本体系（改正後）

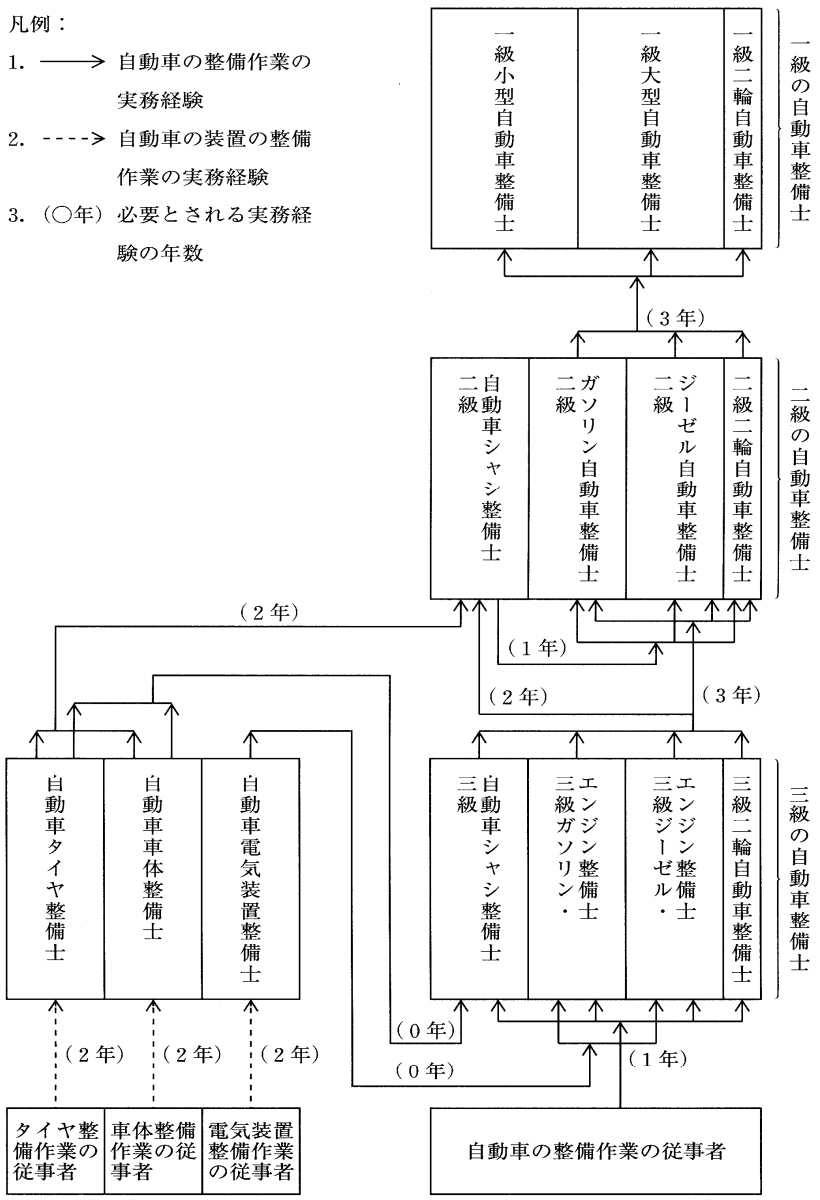

自動車分解整備事業等の排出ガス測定器の使用について

近畿運輸局

自動車の排出ガス測定器は、自動車の排出ガス対策に係る部分の点検整備を行う為に必要な整備用機器

○排出ガス測定器の取り扱い

（１）　測定開始前

ア　排出ガス測定器が暖機されていること。

イ　清浄な空気を吸引して指針がゼロ点を指すことを確認すること。

ウ　簡易な校正装置を有する排出ガス測定器は、指針が所定の目盛りを指すことを確認する。

（２）　測定時

ア　排出ガス濃度に見合ったレンジを測定すること。

イ　プローブは、60センチメートル以上そう入すること。

ウ　メーターの読みは、指示値が安定したときに行うこと。

エ　測定ガスの吸引は、測定に必要な時間以上に長く行わないこと。

オ　引き続いて測定するときは、プローブを抜き、指針がゼロ点を指すのをまって、次の測定を行うこと。

（３）　測定後

測定後、清浄な空気を吸引して内部を十分清掃した後、電源を切ること。

（４）　点検整備

プローブ。フィルタ類、ドレーン排出部等の水分の付着、汚損又は損傷、流量計の作動等、特に空気やガスのフロー系統の異常の有無に注意して日常点検を行い、プローブ、ドレーン排出部の清掃、フィルタ交換等必要な整備を行うこと。

自動車分解整備事業等の排出ガス測定器の使用について

近畿運輸局

排出ガス測定器の機能及び制度を維持するため、次のとおり校正を行ってください。

○　ゼロ校正

1日1回測定前に機械的にゼロ点を指すことを確認し、暖機運転後、清浄な空気等を用いて、指針がゼロ点を指すよう調整する。

○　スパン校正

簡易な校正装置を有する測定器→1日1回測定前、作用させて指針が所定の目盛りを指すかどうか確認。

校正用ガスを用いて行うスパン校正は、少なくとも2ヶ月に1回行うこと。

定期校正

少なくとも２年に１回行うこと

○民法第34条の規定により設立された法人であり、校正を遂行するに適正であると地方運輸局長が認めるものにより行う。

フロアマットの使用方法に起因する事故の未然防止

近畿運輸局

自動車使用者は足下の汚れを防止するため、フロアマットを使用しているが、最近の自動車メーカーの報告でフロアマットが起因するものが増えてきています。

フロアマット不具合発生時における推定原因

①二重敷きによるフロアマットとアクセルペダルのひっかかり

②ブレーキ操作時にフロアマットによりアクセルペダルが押される

③未固定のフロアマットの干渉によるアクセルペダル戻り不良

④変更したペダルカバーとフロアマットとの引っかかり

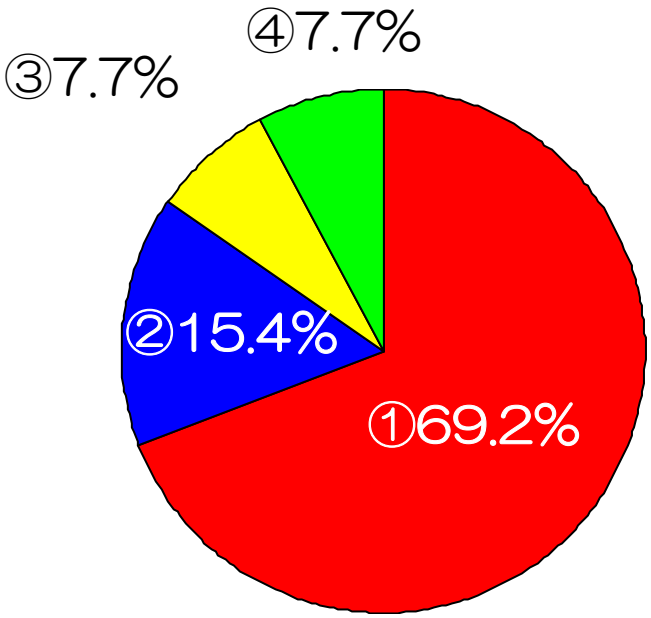

フロアマットの使用方法に起因する事故の未然防止

ユーザーの方への注意事項

①フロアマットをしっかりと固定して使用すること。

②フロアマットの重ね敷きは行わないこと。

③運転前にフロアマットが正しく固定されているか確認すること。

④フロアマットとアクセルペダルが干渉して加速した場合にブレーキ操作を繰り返し行うと、ブレーキ倍力装置の機能が大幅に低下するため、ブレーキ操作に大きな踏力が必要となり注意すること。

ユーザーの方への注意事項

①運行前に、エンジンルーム内に可燃物の置き忘れがないことを確認すること。

②車両を長期間利用しなかった場合は、小動物や鳥類に持ち込まれた小枝等がないことを確認すること。

③走行中、焦げ臭い臭いを感じたときは、走行を継続しないこと。

後付電装品の火災にご注意!

近畿運輸局

バッテリー付近に取付ける後付電装品（電圧安定化装置、HIDヘッドランプ等）の起因による火災や製品の不適切な取付けが原因と推定される火災が発生しています。

原因	H22.4～H23.3末	H23.4～H23.6
HIDヘッドランプやフォグランプのハーネショート及びバルブ取付不良による火災	7	7
電圧安定器本体焼損・ハーネスショート	5	2
オーディオハーネス接触不良＆ショート	2	1
リモコンエンジンスタータのハーネスショート	2	5
その他の後付電装品の火災	12	3

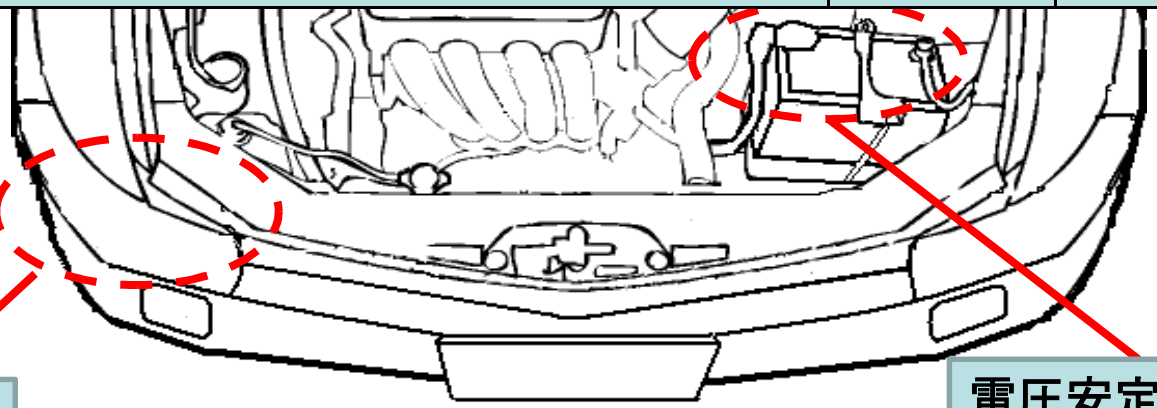

HIDランプ

電圧安定化装置
アーシング装置

バッテリー交換及び後付電装品取付　作業時の注意事項

近畿運輸局

車両にあった型式のバッテリーを使用して下さい

バッテリー固定金具は工具でしっかり固定して下さい

バッテリー端子は工具でしっかり固定して下さい

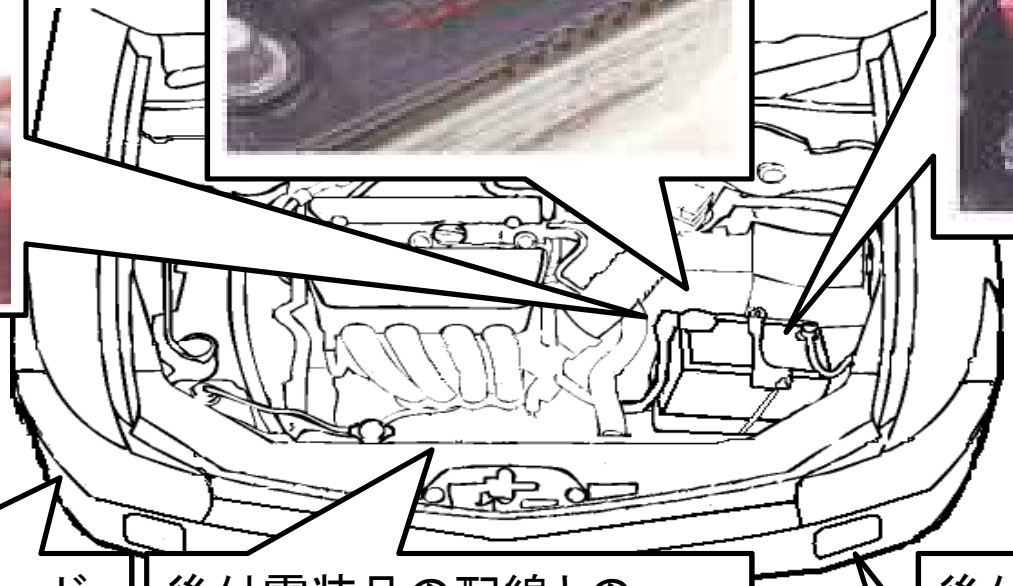

サイズの合わないヘッドランプバルブを使用しないこと

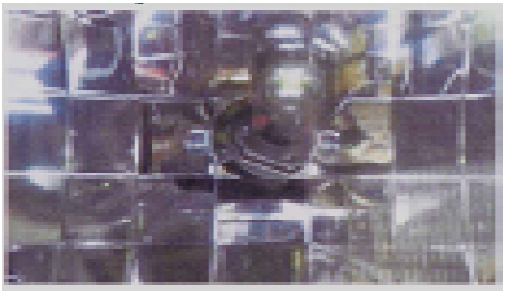

後付電装品の配線とのショートに注意して下さい

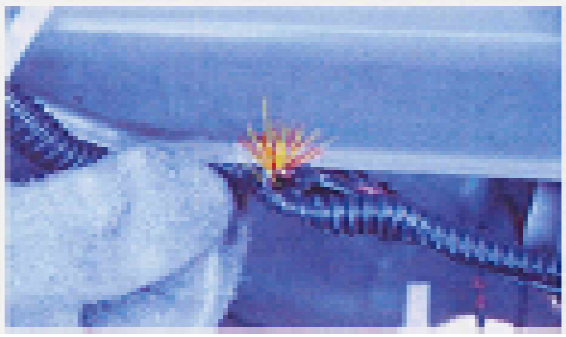

後付電装品には適切なヒューズを取り付けてください

21

近畿運輸局

CCFL管（通称イカリング）等の後付電装品の火災にご注意!

冷陰極管ライト（ＣＣＦＬやイカリング）からの火災が増えています。
そのメカニズムは、バッテリーからの電源がインバータを介すると1000ｖ以上に昇圧され、防水・絶縁加工がなされていないとコネクタ部に雨水やホコリが入り込み火災となります。

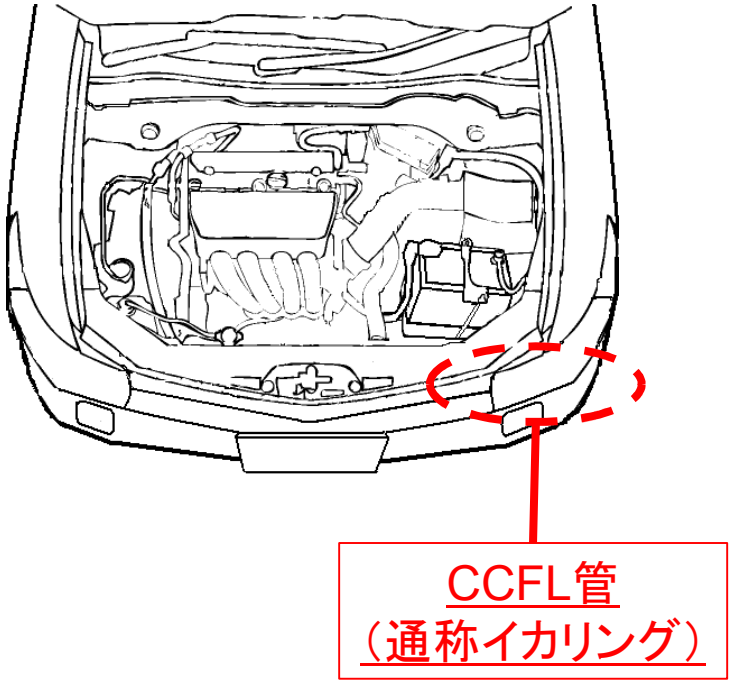

ブレーキ機器の水分除去のお願い

ブレーキ機器が凍結すると非常に危険な状態になります。凍結を防止するためにエア・タンクの水抜きを励行すると共に、特に冬期に入る前にブレーキ機器の点検整備を行い、ブレーキ用エアに含まれている水分の除去を行って下さい。

トラクタとトレーラのエア・タンクからの水抜き

エア・ドライヤを装着した車両において水抜きを励行し、車両の安全な状態を確保して下さい。
※エア・タンクから大量の水分が排出されるときは、エア・ドライヤの機能が低下している可能性があります。

トレクタのエア・ドライヤの点検整備

エア・ドライヤの例

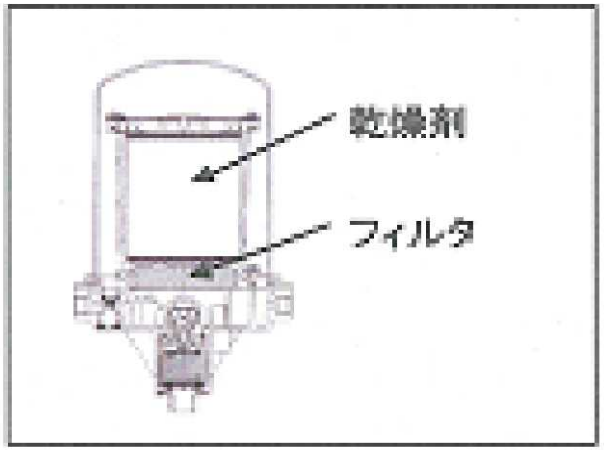

エア・ドライヤ内部構造（交換部品）例

※乾燥剤やフィルタなどの交換時期等については各トレーラ・メーカーの取扱説明書やメンテナンス・ノートに従って下さい。

24

トレーラ　リレー・エマージェンシ・バルブの点検整備

リレー・エマージェンシ・バルブはトラクタから送られたブレーキ用エアをコントロールし、トレーラ各輪のブレーキを作動させる重要な機能を有しています。
ブレーキ用エアに水分や塵が含まれているとブレーキ機器の作動を妨げ、さらに凍結すると作動不良となり危険な状態になります。

リレー・エマージェンシ・バルブの点検整備要領

詳細については各トレーラ・メーカの取扱説明書やメンテナンス・ノートに従って下さい。

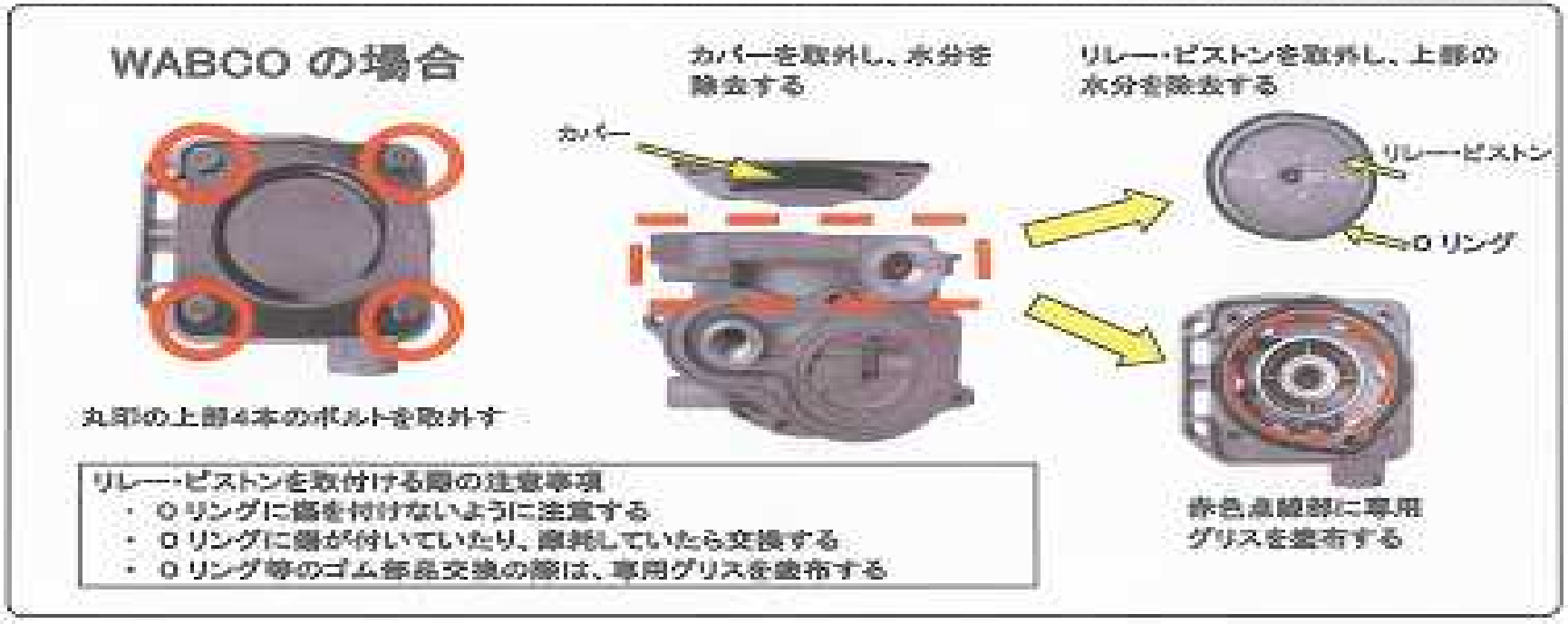

タイヤの脱落事故 (H20.4)

大型自動車車輪脱落事故防止について

近畿運輸局

○　大型自動車(※)についてホイール・
　ボルトとナットの点検が義務付けられています。

※　大型自動車
　車両総重量8t以上のトラック又は乗車定員30人以上のバス

日常点検

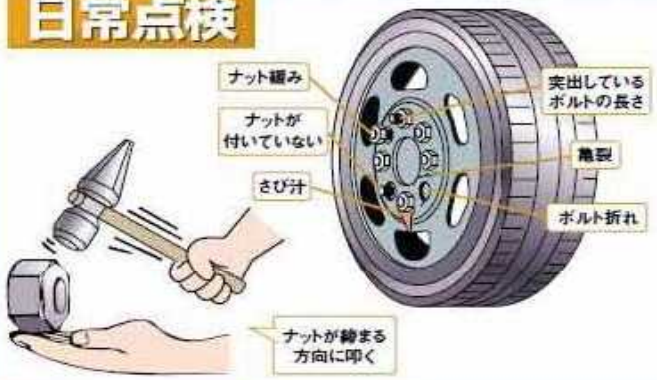

1 目視での点検

- ホイール・ナットの脱落やホイール・ボルトの折損はないか。
- ホイール・ボルトのまわりにさび汁がでた痕跡はないか。
- ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの長さに不揃いはないか。

2 点検ハンマなどを用いての点検

- ホイール・ボルトの折損やホイール・ナットの緩みがないか、ホイール・ナットの下側に指を添えて点検ハンマでホイール・ナットを叩いたときに、指に伝わる振動が他のホイール・ナットと異なったり、濁った音がしないか。

3月点検

1 JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合

- トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクで締め付けます。

2 JIS方式のダブル・タイヤの場合

- ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- 次に、緩めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の措置を講じます。

▶ダブル・タイヤの締付点検手順（右側タイヤの場合）

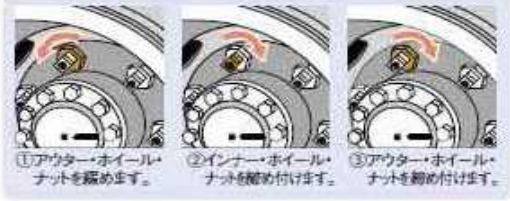

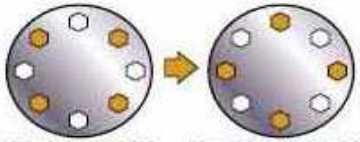

（最初に半数を点検）　（次に残りの半数を点検）

大型自動車車輪脱落事故防止について

近畿運輸局

12月点検

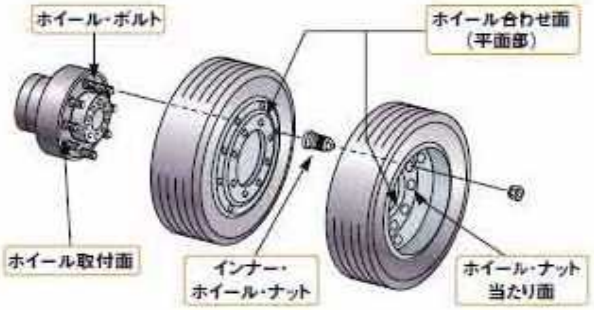

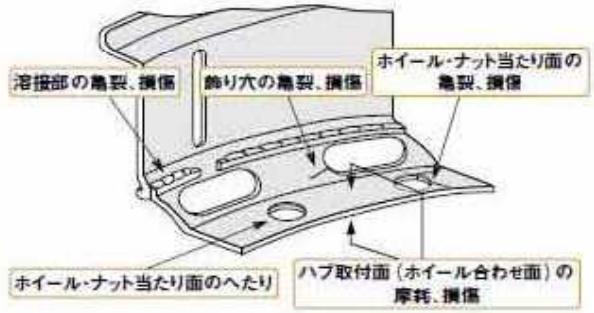

1 ディスク・ホイールを取りはずして行う点検

目視などにより次の点検を行います。

- ホイール・ボルト及びホイール・ナットに亀裂や損傷がないか。
- ホイール・ボルトに伸びはないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットにさびの発生はないか。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状はないか。
- ディスク・ホイールのボルト穴、飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないか。
- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面に摩耗や損傷がないか。

2 ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検

- ディスク・ホイールのハブへの取付面、ディスク・ホイールの合わせ面、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除きます。
- ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑
  - **JIS方式**：ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を塗布します。
  - **ISO方式**：ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布します。
- ホイール・ナットの締め付けは、対角線順に2～3回に分けて行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。
- インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付けます。

3 注意事項

- JIS方式のダブル・タイヤの場合は、インナー・ナットについて、［1］ディスク・ホイールを取りはずして行う点検及び［2］ディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについてインナー・ナットと同様に点検を行います。
- ディスク・ホイールの取り付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましいとされています。）、3月点検に示す方法でホイール・ナットを締め付けます。
- 誤組防止のため、ディスク・ホイールの種類（スチール製、アルミ製）に合ったホイール・ボルト及びホイール・ナットを使用してください。

新・ＩＳＯ方式ホイールの導入について

近畿運輸局

大型ホイールが新・ＩＳＯ方式に変わります。

大型車のホイール取付方式はＪＩＳ方式とＩＳＯ方式の2種類の方式があり、これまで大半はＪＩＳ方式となっているところですが、今後国際的規格統一の観点から、ポスト新長期規制適合者以降の大型車ホイール取付方式についてはＩＳＯ方式が採用されることとなります。

ホイール識別ラベル

※ 新・ＩＳＯ方式は青色ラベルになっています

ISO方式(平面座)ホイール
Hub Piloted Mounting Wheel
追加塗装禁止
DO NOT apply additional paint

新・ＩＳＯ方式ホイールの導入について

近畿運輸局

ねじの方向について

右ねじ：Ｒ

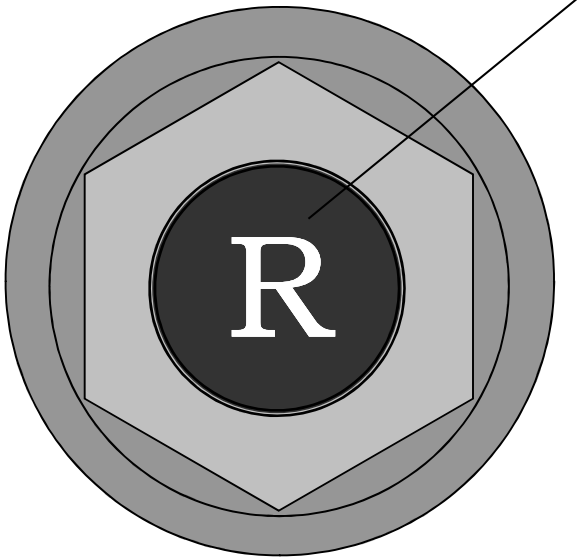

注　　意

新・方式のホイールは、左車輪も右ねじとなります。ホイールボルトに表示されているねじの方向を必ず確認してください。

後輪ダブルタイヤのホイール取り外し作業について

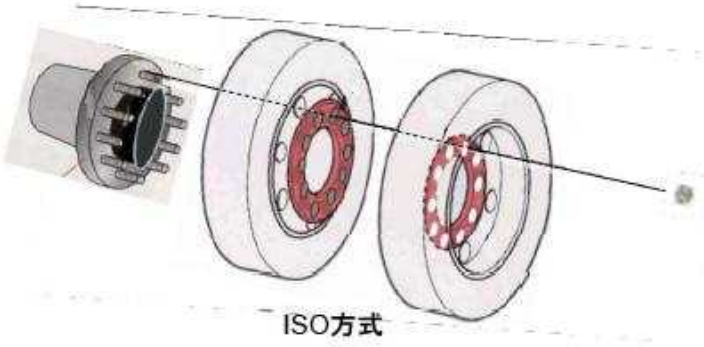

ＩＳＯ方式車両は、ダブルタイヤも1つのナットで共締めます。ナットを緩めると、外側を含め、内側のホイールもハブから外れます。

近畿運輸局

国土交通省の自動車検査登録窓口で行う、市町村合併に伴う車検証の住所変更手続について

①市町村合併に伴う住所変更が反映されていない車検証につきましては、新住所と見なされる措置（根拠法：自動車登録令第24条）が取られておりますので、特に手続きをなされなくても問題ありません。

②合併後の住所への変更を希望される場合には、国土交通省の自動車検査登録窓口において、備え付けの専用シート（ＯＣＲシート）や依頼書に記入頂き、車検証を添えてお申し出頂くなどの方法により、新住所の車検証を交付させて頂いております。（手続きは無料です）。

③市町村合併後に継続車検を行う場合につきましては、車検証に加えて、継続検査申請書に②の専用シート（ＯＣＲシート）や依頼書を添えてお申し出頂くか、或いは継続検査申請書の住所欄に、「赤字で新住所を記載する」などの方法でも新住所の車検証の交付をさせて頂きます。

④お申し出につきましては、ナンバーを管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所になります。

⑤混雑時におきましては、交付までのお時間を頂く場合がございますので、あらかじめご理解頂きたくお願い申し上げます。（大量の場合は、混雑時を避けて頂ければ幸いです。

⑥市町村合併とは関係のない手続き（住居表示の変更や土地区画整理による変更）とは、通常の手続きとなりますのでご承知願います。

排ガス機能の故障に対処する点検整備情報等の提供が始まります

J-OBDⅡを活用した点検整備に係る情報の取扱指針の概要

別紙

背景

◇ 自動車の安全・環境性能向上に伴い、電子制御による新技術の利用が拡大
◇ こうした新車時の優れた性能を使用過程時においても適切に維持できるよう、J-OBDⅡを活用した点検整備情報等の提供方法等を定め、自動車の環境保全等を図る必要がある。

第1条【目的】 第2条【定義】

第3条【対象自動車】
○J－OBDⅡを義務付けられた自動車 （ガソリン又はLPGを燃料とする乗車定員10人以下又は車両総重量3.5t以下の自動車等）

第4条【点検整備情報等の提供】
○自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
・整備要領書等
・全ての故障コードに関する情報
・リプログラミングの実施に関する情報 等
○提供は、特定の者に対して不当な差別的取扱をするものでなく、有償の場合は適正な価格で行われること。（第5条、第6条について同じ。）

整備要領書等の例

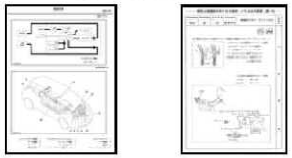

第5条【外部故障診断装置開発情報の提供】
○自動車製作者等は、次の情報を提供すること。
・故障コード、エンジン関連現在情報出力機能等を表示させるための情報
・リプログラミングの実施に関する情報（※専用スキャンツール提供のときは行わなくてよい。）
等

外部故障診断装置（スキャンツール）の例

第6条【専用外部故障診断装置の提供】
○自動車製作者等は、以下の機能を有する専用外部故障診断装置を提供できる。
・リプログラミングを実施する機能
・制御装置の調整を可能とする機能等のうち特別の注意を必要とするもの
○専用外部故障診断装置の提供には、自動車の整備に関する技術的能力等を要件とできる。

専用外部故障診断装置（専用スキャンツール）の例（各社で異なる）。

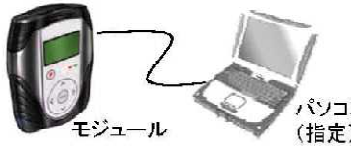

第7条【国土交通大臣の確認等】
○自動車製作者等は、第4条から第6条について指針に適合しているか任意に確認を求めることができる。
○国土交通大臣は、指針に適合している場合は公表を行う。（変更、取り消しがあった場合も公表する。）
○国土交通大臣は、この指針に適合するよう指導及び助言を行うことができる。

附則【施行期日等】
○第4条関係は平成23年4月1日、第5条関係は平成24年4月1日、第6条関係は平成25年4月1日より適用。（輸入車はそれぞれ2年後に適用。）

事業用バス火災事故の分析と防止に向けた対策について

近畿運輸局

最近の4年間（平成19年～22年）に発生した事業用バスの火災事故61件について、その内容を分析

- 原因としては、**点検整備不十分や整備作業ミス**等の割合が多く、適切な点検整備をしていれば、免れたと考えられる事故があった。
- 出火に至る状況では、**ショート等電気関係**、**ブレーキ・タイヤの加熱**が目立つ。
- 出火箇所では、**エンジン付近の出火**が多い。

注意すべき事例と必要な対策

①ショート等電気関係の不具合から火災事故に至る事例

原因	具体的な原因の内容	必要な対策
整備作業ミス	バッテリー等を交換した際のバッテリーやコネクタの固定不良	バッテリー固定金具やバッテリー端子取付け用ナットは、工具を使ってしっかりと締め付けて固定することが必要
点検整備不十分	経年劣化による配線の腐食	電気配線に損傷がないか、かつ、クランプに緩みがないか点検することが必要

注意すべき事例と必要な対策

②ブレーキ・タイヤの過熱から火災事故に至る事例

原因	具体的な原因の内容	必要な対策
点検整備不十分	長期間の整備未実施によるブレーキ部品の作動不良	ブレーキ部品の定期的な点検整備を確実に実施することが必要

エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について

車両火災事故の中では、エンジンから出火しているものが最も多いことから、これに着目して分析

エンジンオイルの劣化によって車両火災が引き起こされる

＜エンジンの破損状況＞

＜発火の状況＞

エンジンオイルの劣化による車両火災防止に向けた対策について

自動車ユーザーに対して、次の対策を講じるよう周知

注意すべき事例と必要な対策

- エンジンオイルの適切なメンテナンスを怠っていると、エンジンオイルの劣化により潤滑不良に至ることでエンジンが破損し、最悪の場合、火災が発生することがあります。
- エンジンオイルは、自動車を長期間使用する場合だけでなく、エンジンが十分温まらない短時間の使用においても劣化が進行するため、トラックやマイカー等自動車のタイプや使用状況に関わらず、量と汚れについて、日常点検を実施しましょう。
- また、エンジンオイルは、一定の期間又は一定の走行距離ごとに交換が必要となりますので、メーカーが車両毎に推奨する交換時期や走行距離を参考に、整備工場等で交換を実施しましょう。

レッカー車等故障救援車への回転等の装着

近畿運輸局

参考イメージ

車両総重量3．5tを超える自動車のキャビンの上に取り付けた場合

Ⅱ　自動車検査関係

黒煙測定時の
エンジントラブルについて

黒煙測定時のエンジントラブルについて

黒煙測定時のエンジントラブルについて

近畿運輸局

黒煙測定時のエンジントラブルについて

平成２４年度から始まる
新基準について

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

・シート及び
シート取付装置
（性能要件強化）

・前向きシートの
３点式シートベルト
（装備要件強化）

・ヘッドレスト
（性能要件強化）

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

2個以上のチャイルドシート取付装置
（装備要件強化）

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

横向き座席の禁止（乗車定員9人以下に適用）

※車両総重量3．5ｔを超える貨物自動車、緊急自動車、キャンピング車等は適用除外

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

・バス及びトラックのシート及びシート取付装置
（性能要件強化）

・横向きシートのシートベルト（装備要件強化）

・ワンマンバスの要件強化

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

・リヤバンパー（性能要件強化）
（従前の2倍耐久負荷要件）

・分割式リヤバンパー
（隙間、表面積要件強化）

・平成24年7月以降に製作された自動車

新基準適合例①

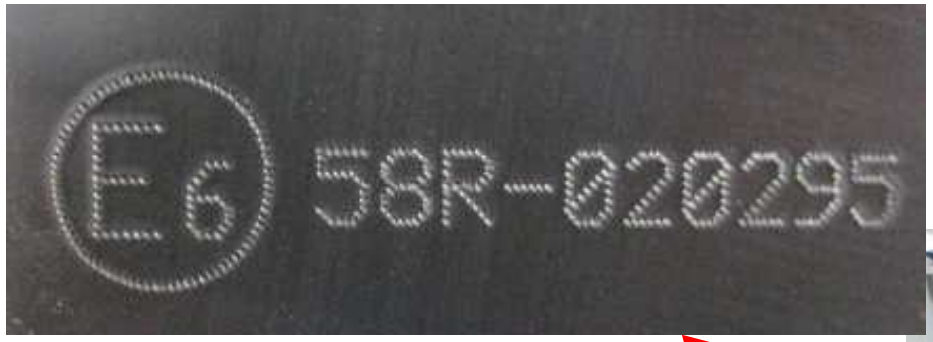

・平成24年7月以降に製作された自動車

新基準適合例②－１

・平成24年7月以降に製作された自動車

新基準適合例②－２

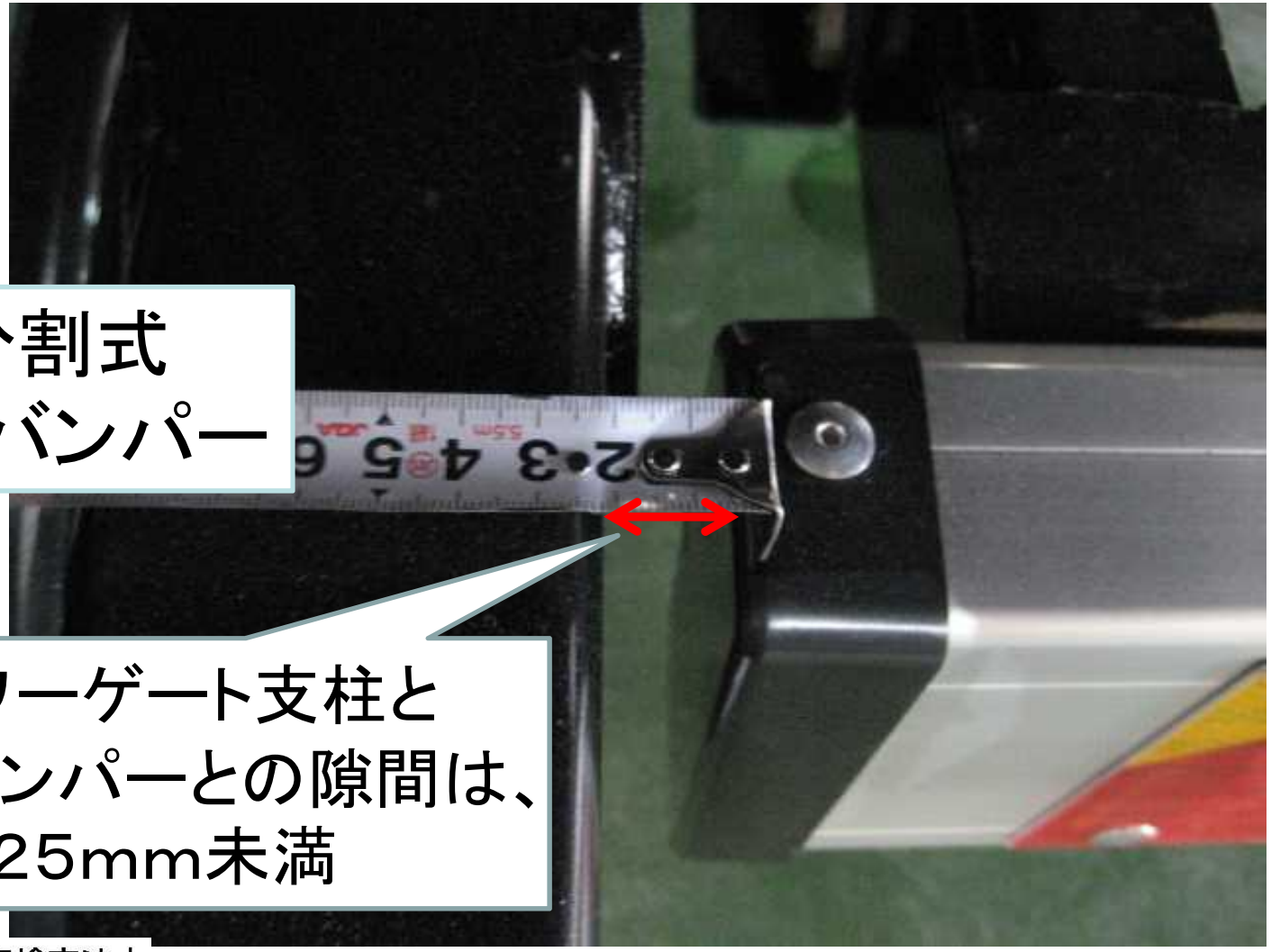

・平成24年7月以降に製作された自動車

新基準適合例②－３

分割式
リヤバンパー

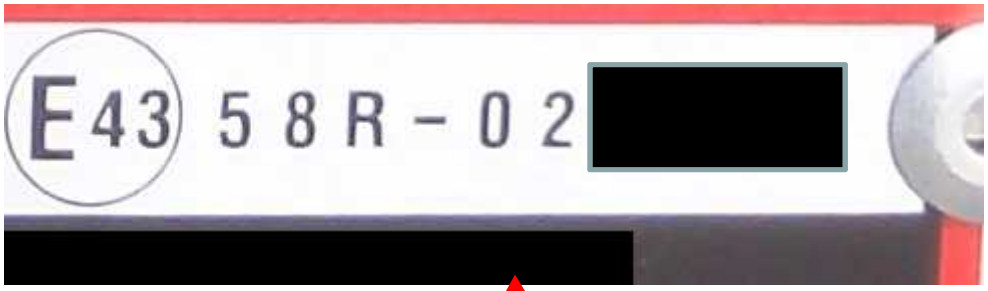

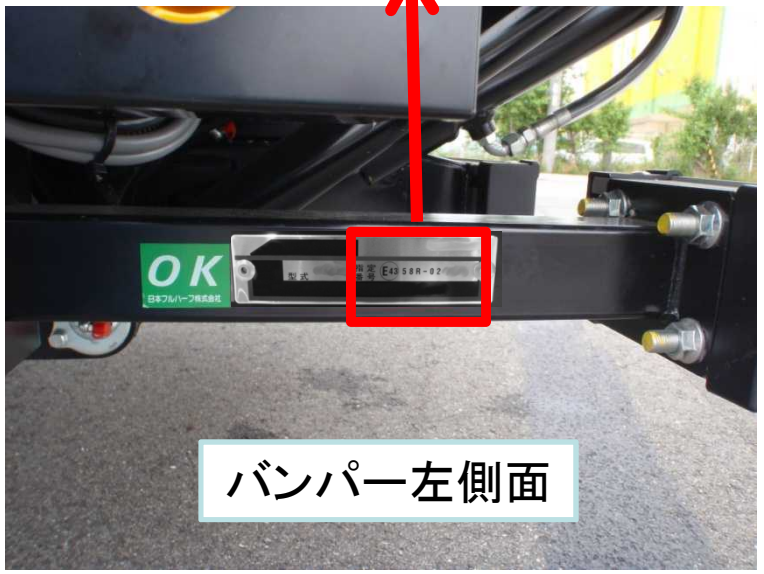

バンパー左側面

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

新基準適合例③

パワーゲート一体型リヤバンパー

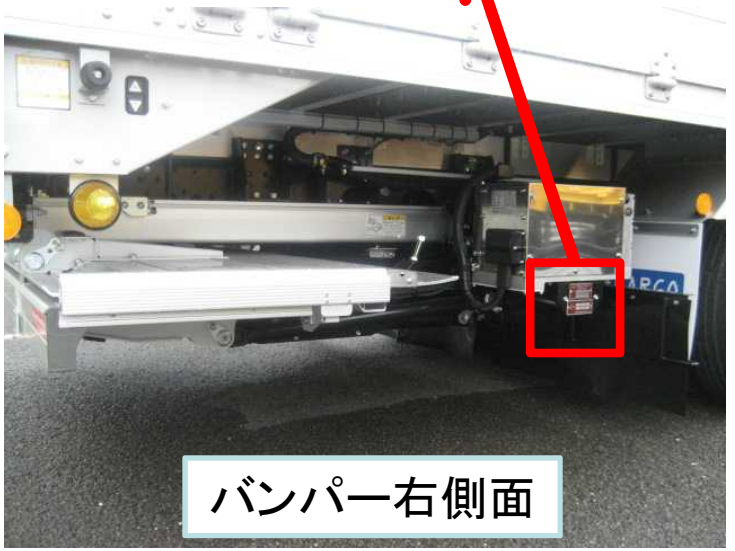

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

とびらの開放防止の基準の
適用拡大等
（跳ね上げ式、スライドドア等
の特殊ドアにも基準を適用）

平成24年度から始まる新基準について

・平成24年7月以降に製作された自動車

電気自動車
ハイブリット自動車

・感電保護の基準の適用
・衝突後の感電保護の技術基準の適用
※平成24年6月30日以前に製作された自動車を
変更する場合も対象

継続検査時の注意点について

前部潜り込み防止装置

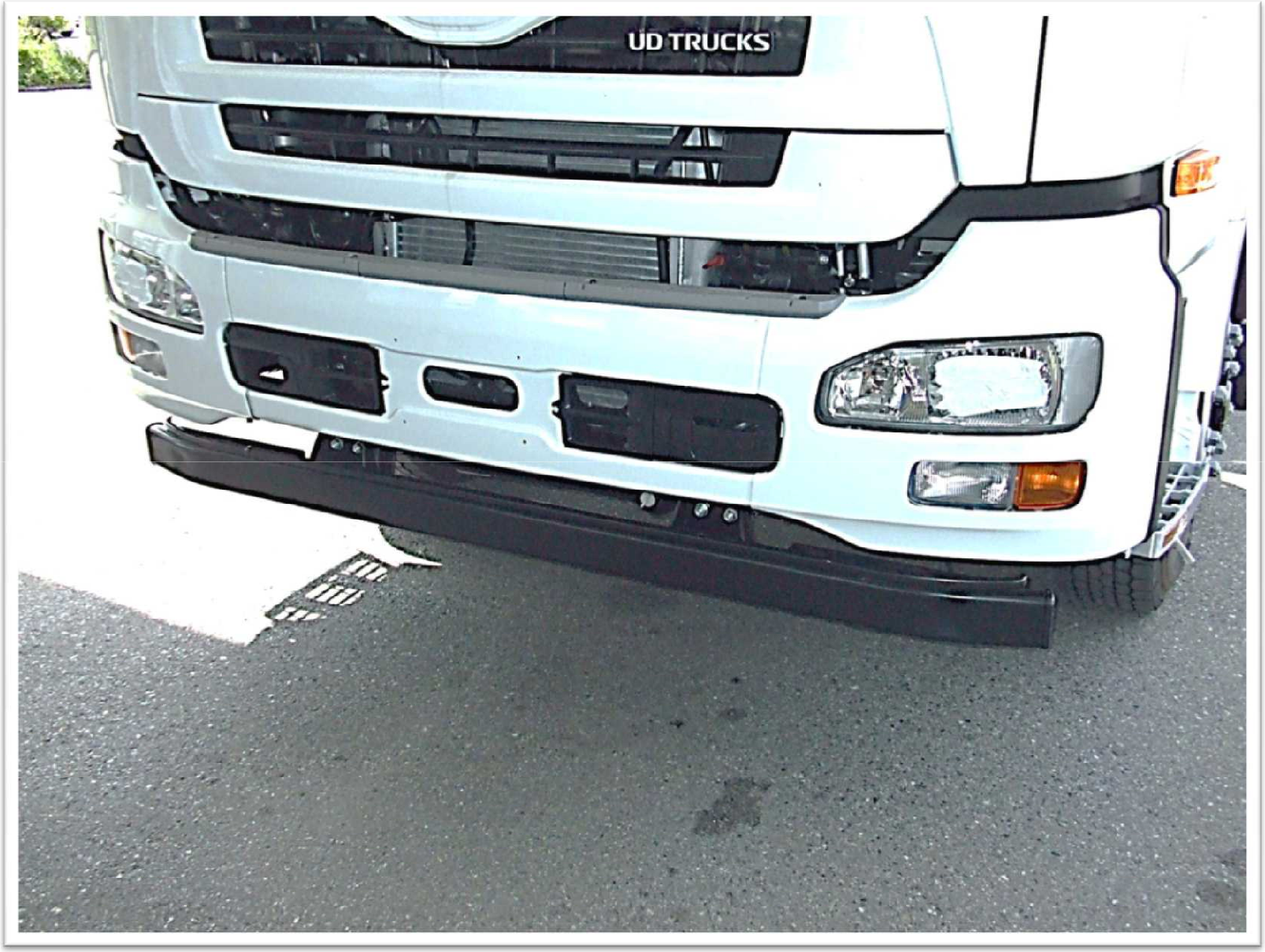

前部潜り込み防止装置

・平成23年10月1日以降に製作された自動車

適用車種
車両総重量3．5ｔを超える貨物自動車

※適用除外
・全輪駆動車
・車両の前部に以下の装置を備えた自動車
除雪装置
散水車又は清掃車の散水用配管及び散水用ノズル
道路作業車の道路清掃用装置
など

車両総重量　７．５ｔ超の取付例

車両総重量　７．５ｔ超の取付例

下縁の高さが地上400mm以下
※コンクリート・ミキサー車及びダンプ車に
あっては、地上450mm以下

前部潜り込み防止装置

車両総重量　７．５ｔ以下の取付例

下縁の高さが
地上400mm以下

大型後部反射器

大型後部反射器

・平成２３年　９月１日以降に製作された自動車

適用車種
車両総重量７ｔ以上の貨物自動車

大型後部反射器

新しい被牽引車用と似ているが、全く別の基準のものであるので注意

平成23年8月以前製作車

反射器の数は4個以下であること

平成23年9月以降製作車

反射器の数は1個、2個又は4個であること

被牽引車

被牽引車以外

大型後部反射器

被牽引自動車以外の
取付例

被牽引自動車の大型反射器の取付例

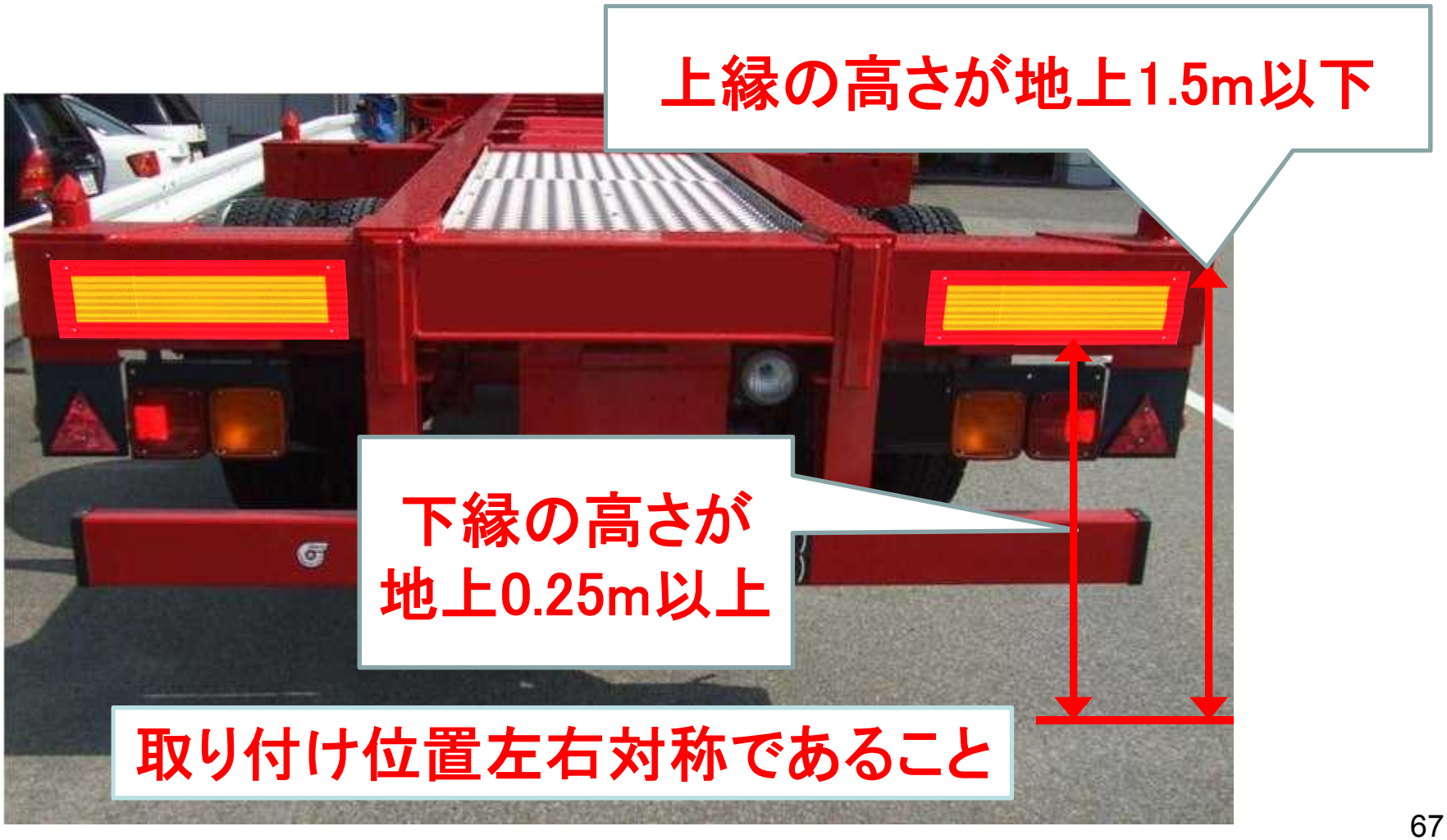

大型後部反射器

見通し角度要件

自動車の消音器に対する騒音対策の強化

・平成22年　4月　1日以降に製作された自動車

不適合例

・消音器の全部又は一部が取外されてるもの

・消音器が切断されているもの

・消音器の内部の騒音低減機構が除去されているもの

・消音器の破損又は腐食があるもの

・消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造のもの

・加速走行騒音を有効に防止できないもの

・平成22年　4月　1日以降に製作された自動車

消音器の騒音低減機構を容易に除去できる構造のものに該当しない例

●は恒久的結合が必要な部位を表す。

【例１】

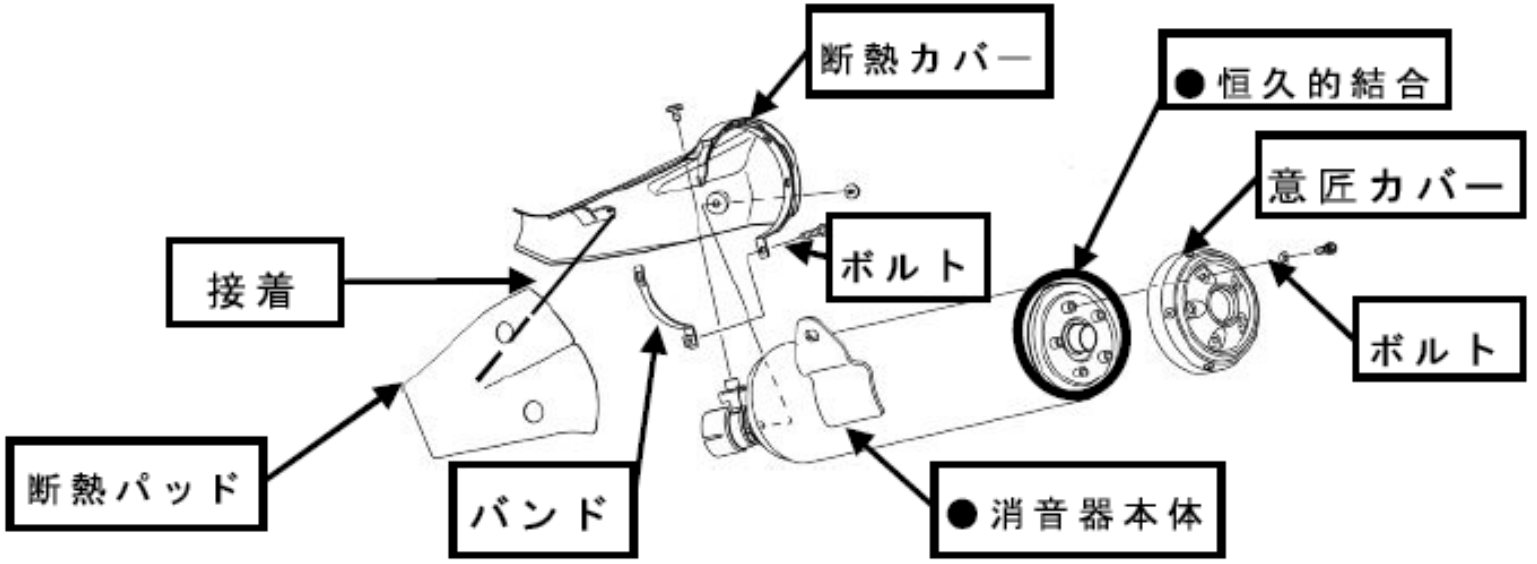

自動車の消音器に対する騒音対策の強化

・平成22年　4月　1日以降に製作された自動車

加速走行騒音

適用車種
・乗用自動車
・車両総重量3．5ｔ以下の自動車

自動車の消音器に対する騒音対策の強化

加速走行騒音適合例①

諸元表やパーツリストの管理番号等により、純正であるか確認可能

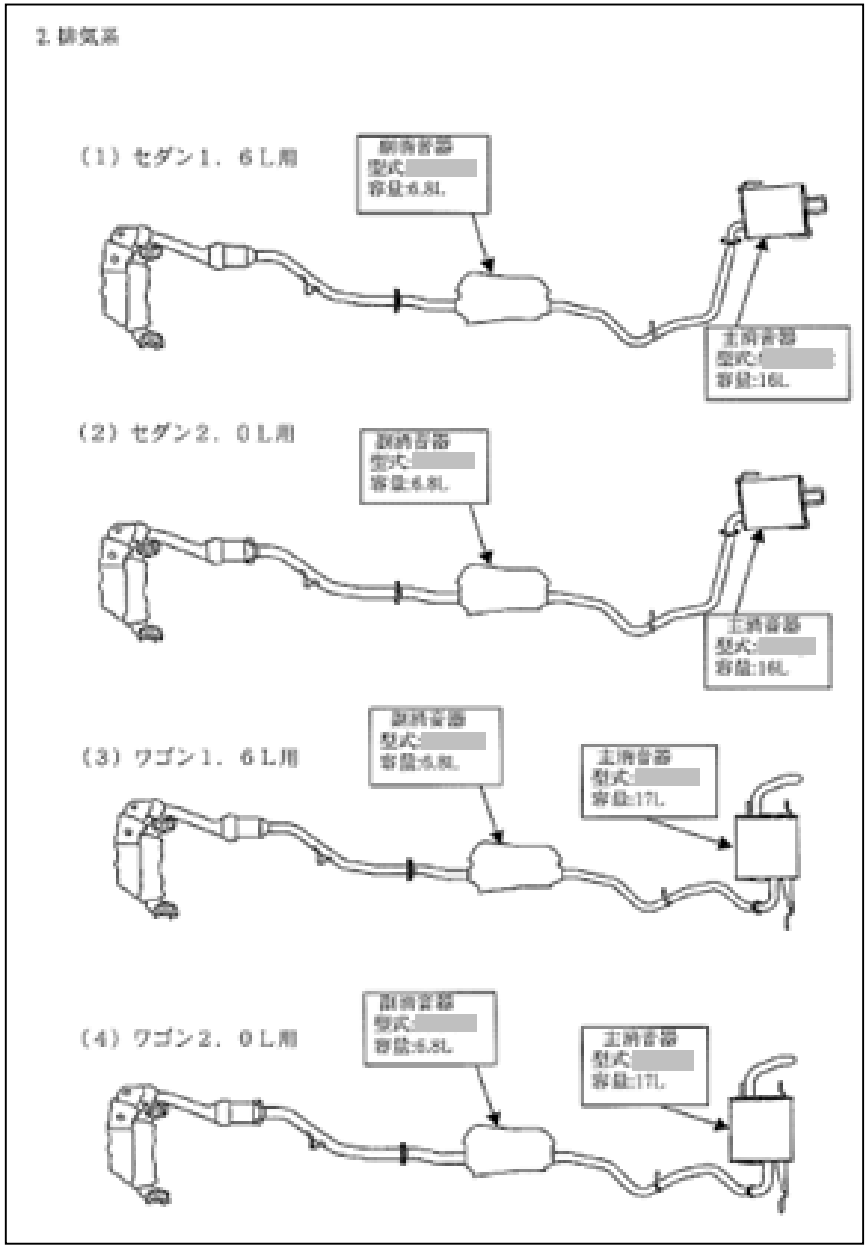

加速走行騒音適合例②－１

細目告示別添１１２「後付消音器の技術基準」における性能等を確認した機関として次に掲げる機関による後付消音器に係る性能等確認済表示のあるもの

(ｱ) 財団法人日本自動車研究所
(ｲ) 株式会社ＪＱＲ
(ｳ) 財団法人日本自動車輸送技術協会
(ｴ) 一般社団法人ＪＭＣＡ登録性能確認機関

加速走行騒音適合例②－2

加速走行騒音適合例②－３

加速走行騒音適合例③－１

協定規則第９号、第４１号若しくは第５１号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する自動車が備える消音器に表示される特別な表示のあるもの
協定規則第５９号若しくは第９２号又はこれらと同等の欧州連合指令に適合する消音器に表示される特別な表示のあるもの

加速走行騒音適合例③－２

加速走行騒音適合例④－１

公的試験機関が実施した試験の結果を記載した書面の**本通の提示**により、細目告示別添40「加速走行騒音の測定方法」に定める方法により測定した加速走行騒音を dB で表した値が82 dB 以下であることが明らかである自動車

加速走行騒音適合例④－2

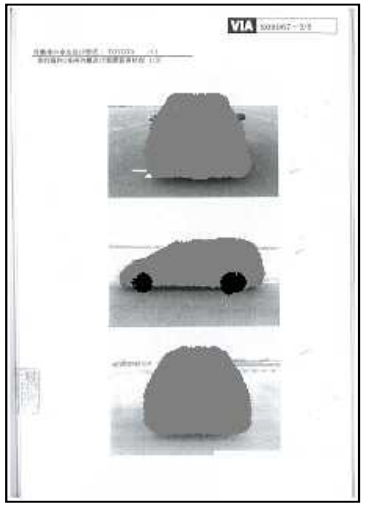
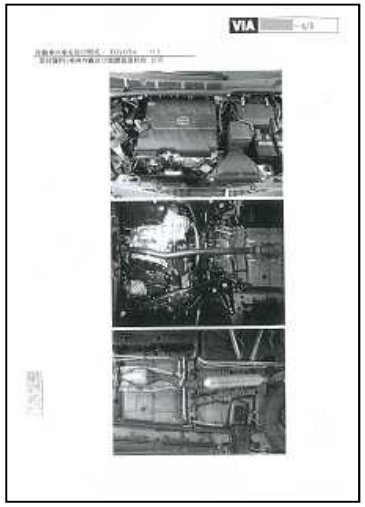
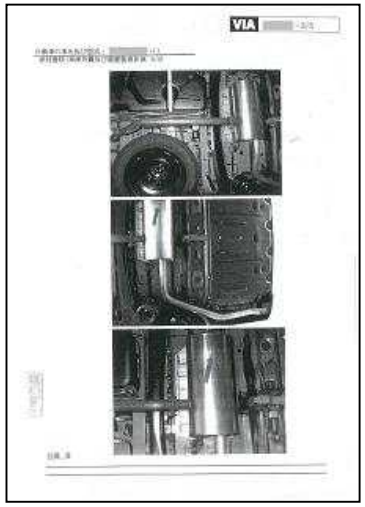

※確認項目
車台番号、型式（原動機改造車の場合以外は「改」を除いた型式）、原動機型式、消音器の個数、消音器外観

直前直左鏡

・平成17年１月以降に新型届出により取扱いを受けた自動車

・平成19年1月以降に製作された自動車

例①

平成１８年１月に型式の指定を新たに受けた、平成１８年５月製作の自動車の場合は基準は適用される。

例②

平成１６年１月に型式の指定を新たに受けた、平成１８年５月製作の自動車の場合は基準は適用されない。

直前直左鏡

自動車の右図の範囲における直前直左付近の高さ1m、直径30cmの円柱の一部を、運転者席から鏡その他の装置によって確認できること。

※直接確認出来ればよい

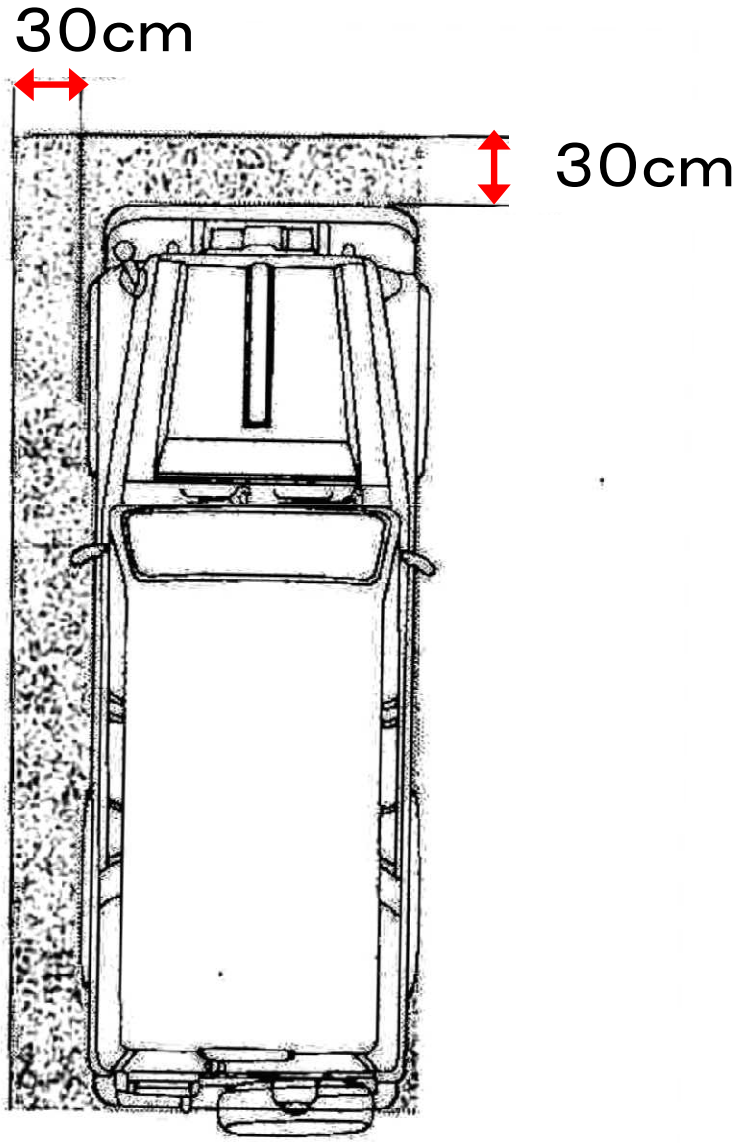

直前直左鏡適合例

二輪車に備える後写鏡について

・平成19年　1月　1日以降に製作された自動車

円形

鏡面の面積は69cm²以上

鏡面の
直径が94mm以上
150mm以下

二輪車に備える後写鏡について

・平成19年　1月　1日以降に製作された自動車

円形以外

鏡面の面積は69cm²以上

鏡面が
直径78mmの円
を内包すること

鏡面が
120×200mmの長方形
に内包されること

オパシメーター測定対象車について

①自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」と記載されているもの

②自動車検査証に記載されている型式指定番号が「16000」番以降のもの

③平成21年度規制以降を表す排出ガス記号が付されているもの
※3桁の排出ガス記号であって、
1桁目がL、F、M、R、Q、S又はT

オパシメーター測定対象車について

判定値

H17年規制車

0．8m^{-1}　　閾(しきい)値　0．64m^{-1}

H21年規制車以降

0．5m^{-1}　　閾(しきい)値　0．40m^{-1}

※測定方法については
審査事務規程別添6－1「無負荷急加速時に排出される排出ガスの光吸収係数の測定方法」を参照

窓ガラス貼付物について

ドライブレコーダー貼り付け可能範囲

前面ガラス上部
開口部の実長の20%以内の範囲

窓ガラス貼付物について

ドライブレコーダー貼り付け可能範囲

車室内後写鏡により遮へいされる前面ガラスの範囲

大型後部突入防止装置について

適用年月日一覧

車両総重量８ｔ以上 又は最大積載量５ｔ以上	平成４年６月１日
車両総重量７ｔ以上	平成９年１０月１日
車両総重量３．５ｔ超	平成１７年９月１日
車両総重量３．５ｔ超 であって小型枠のもの	平成１９年９月１日

大型後部突入防止装置について

取付例

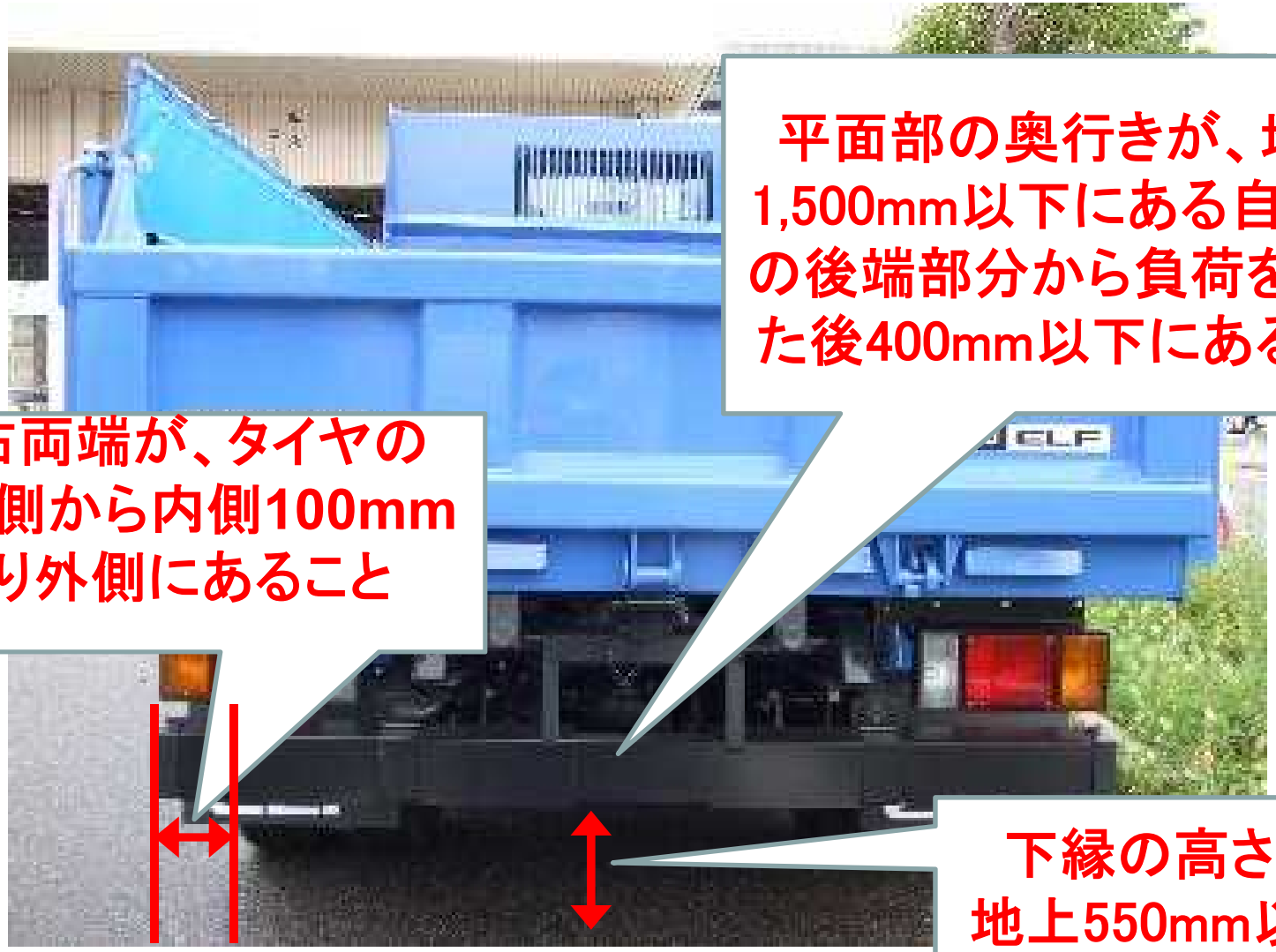

大型後部突入防止装置について

適合例①
車両総重量7ｔ未満、リヤオーバーハング1500mm以下

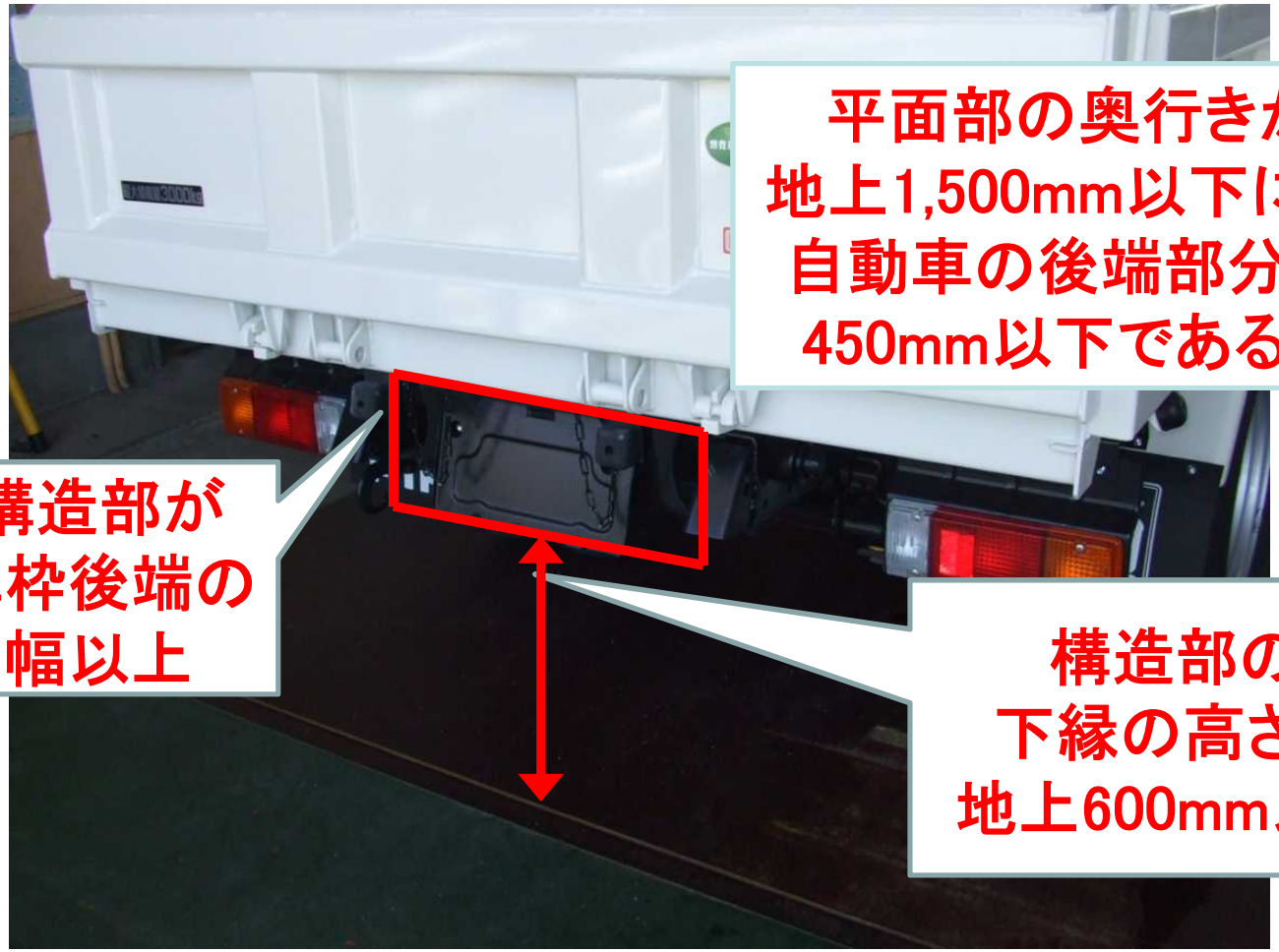

大型後部突入防止装置について

適合例②
車両総重量7ｔ未満、リヤオーバーハング1500mm超

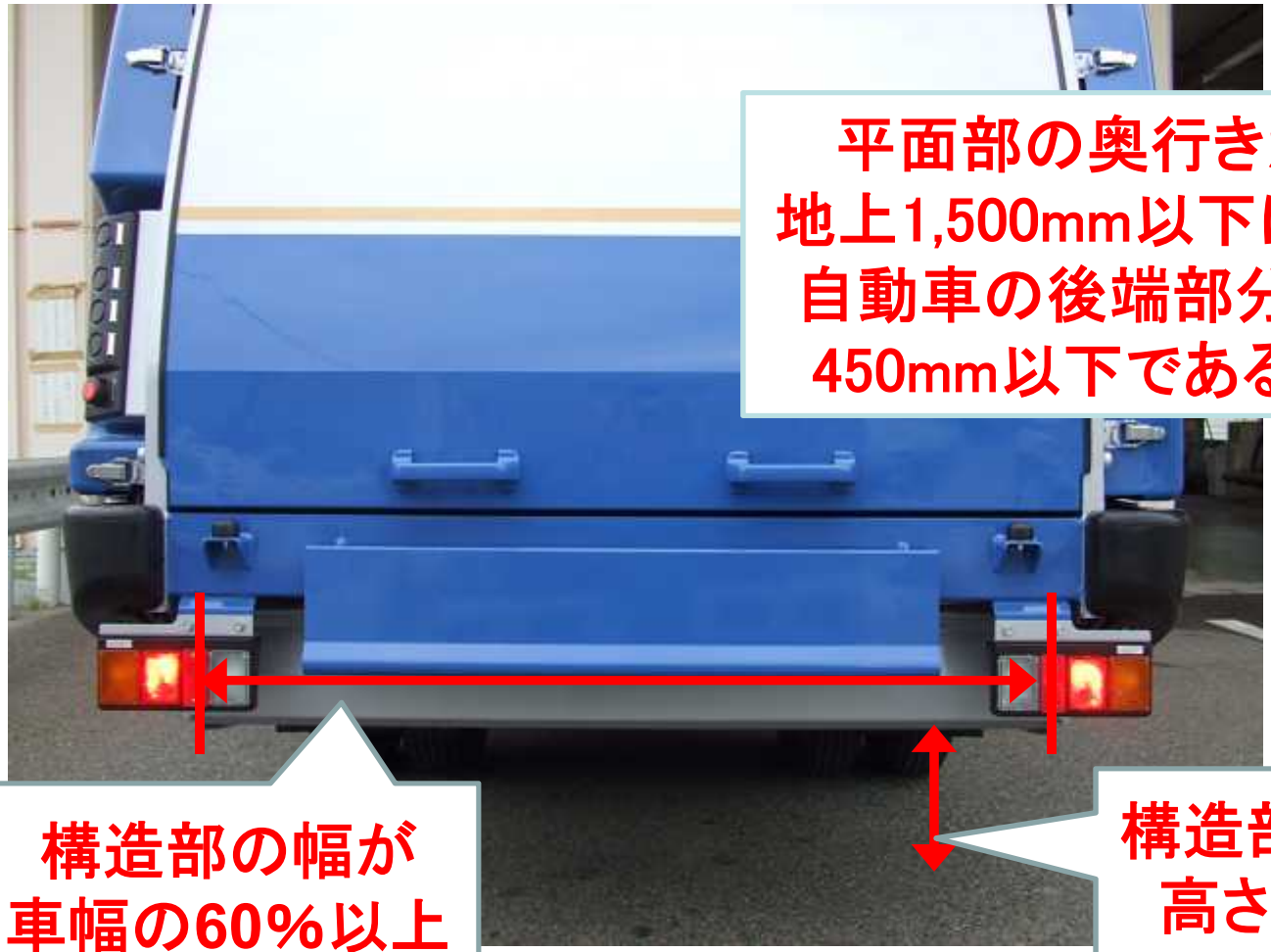

平面部の奥行きが、
地上1,500mm以下にある
自動車の後端部分から
450mm以下であること

構造部の幅が
車幅の60%以上

構造部下縁の
高さが地上
550mm以下

平成18年1月以降の灯火について

概要

・見通し角度要件が新設された

・取付位置について、下縁高さが新設され上縁高さ規定の一部が改正された

・灯火器の個数規定が追加された

・灯火器の色規定の一部が改正された

・側方反射器・側方灯については従来の規定とは取付位置が異なる

・乗車定員10人未満の乗用車及び車両総重量3．5t以下のバン型自動車の補助制動灯の装着義務化

等

平成18年1月以降の灯火について

補助制動灯の装着義務化

・平成18年1月以降に製作された、乗車定員10人未満の乗用車

・平成22年1月以降に製作された、車両総重量が3．5ｔ以下貨物自動車であってバン型のもの

※特種自動車にあってはベース車両により判断する

平成18年1月以降の灯火について

ローダウンした自動車の前部霧灯、後部反射器の取付高さに注意

下縁の高さが地上250mm以上であること。

下縁の高さが地上250mm以上であること。尾灯が点灯するように変更している車にあっては350mm以上であること。

Ⅲ　軽自動車検査関係

検査場における事故防止について

検査場における事故防止について

近畿運輸局

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

検査場における事故防止について

近畿運輸局

自動車検査証返納証明書について

近畿運輸局

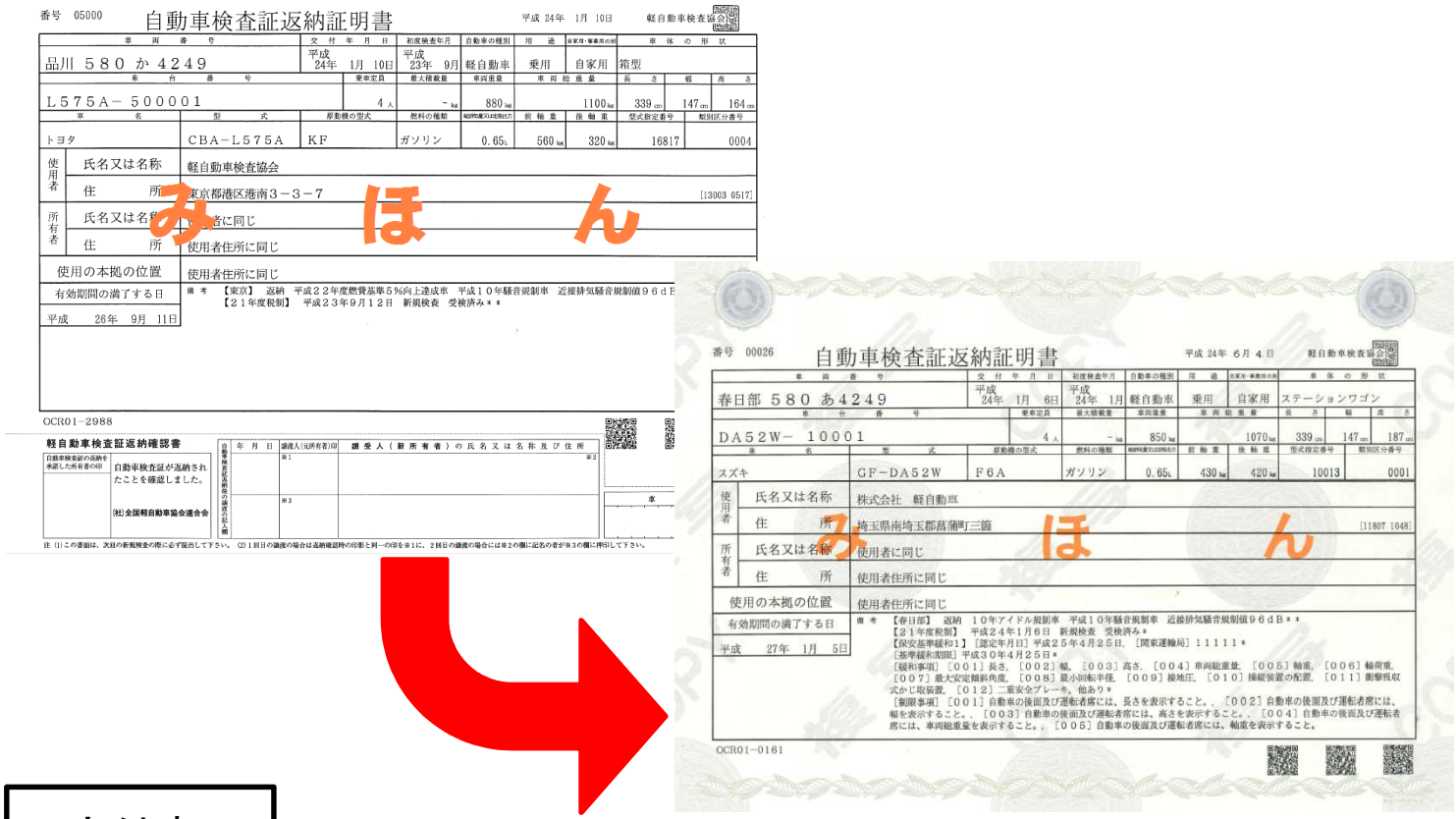

交付窓口

《変更前》 0 ⑦-2 ②

《変更後》 0 ⑦-2 ② ⑥ ⑤

軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

自家用自動車　6，600円
事業用自動車　5，200円

次世代自動車は５，０００円

- 電気自動車
- ☆☆☆☆CNG車
- ☆☆☆ハイブリッド車
- プラグインハイブリッド車
- クリーンディーゼル車

自家用自動車　7，600円
事業用自動車　5，400円

１３年超の車両が対象

軽自動車の場合、12月１日を区切りとする
　年単位となります。

平成10年までの車　⇒　7,600円（5,400円）

平成11年車 ⇒ 12月1日から7,600円（5,400円）

自家用自動車　8，800円
事業用自動車　5，600円

１８年超の車両が対象

軽自動車の場合、12月１日を区切りとする
　年単位となります。

平成5年までの車　⇒　8,800円（5,600円）

平成6年車 ⇒ 12月１日から8,800円（5,600円）

電気自動車への改造について

検査の高度化導入について

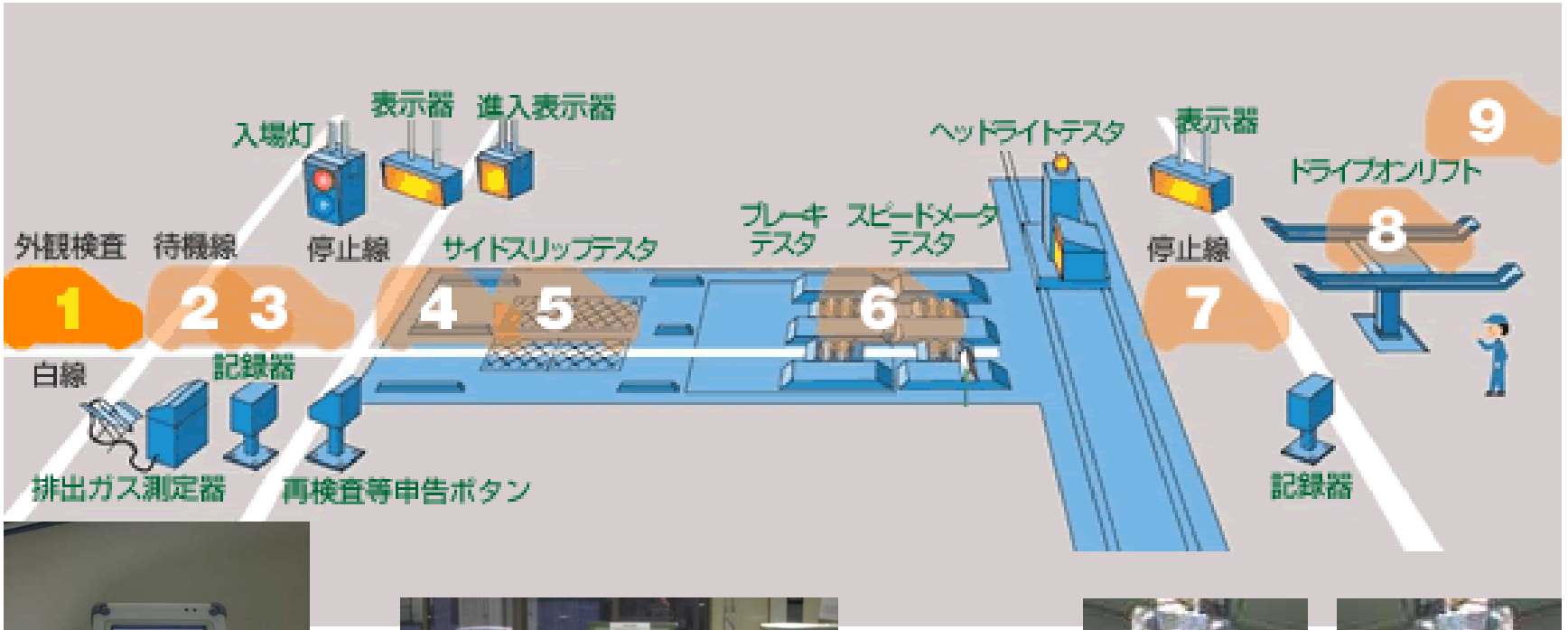

検査の高度化導入について

近畿運輸局

検査の高度化導入について

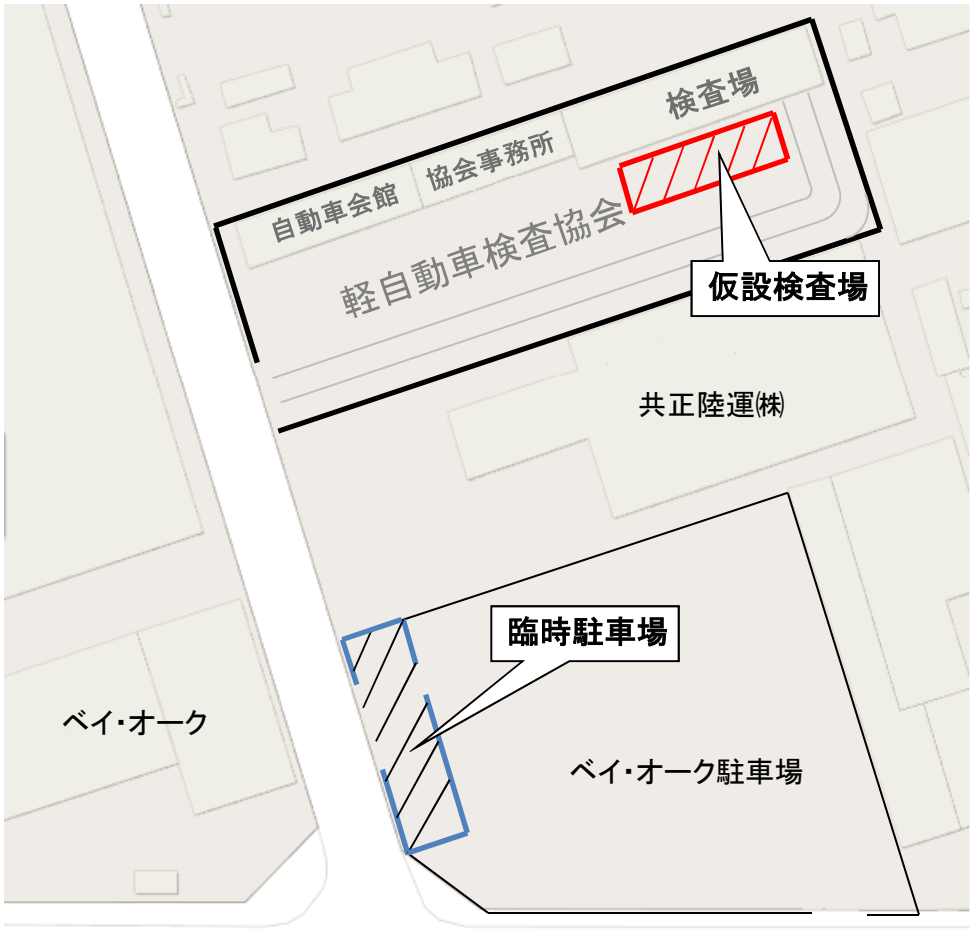

- 機器更新（2コース共）
- マルチコース化
- 高度化機器の導入

- シフトパターン
- ホーンマーク
- シートベルトの警告灯
- 方向指示器の作動状態
- ウィンドウォッシャーの作動状態
- 走行用前照灯の点灯表示装置の作動状態

近畿運輸局

12
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
点検整備
22
国土交通省・警察庁
定期点検整備促進運動

点検整備実施事業場
実施年月日
証明番号
実施事業場
次回の定期点検は、次の期日までに行って下さい。
22年
月
日
期日を過ぎたステッカーは必ずはがして下さい。
A 000000

- 荷台の積載物は降ろした状態で受検してください。
- 受検中は携帯電話を使用しないでください。
- 車台番号、原動機型式は見やすいようにしておいてください。

24年度整備主任者研修　法令研修

おわり